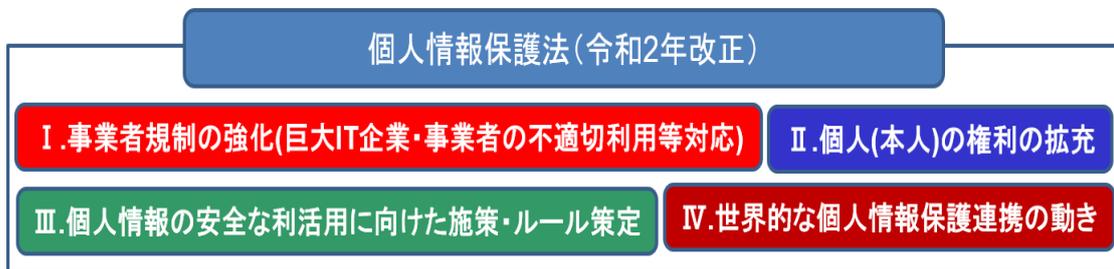


「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」の改正について

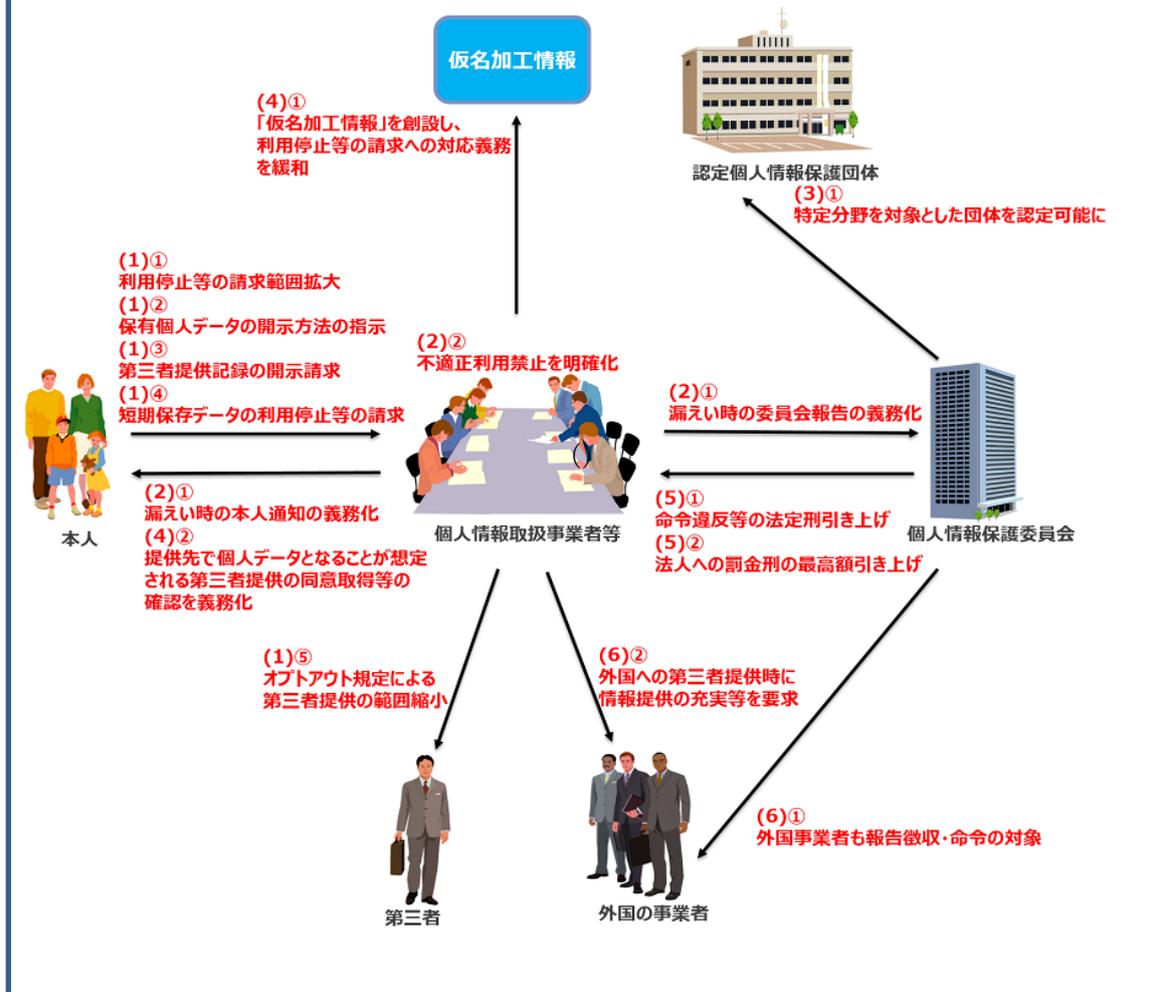
1. 令和2年法改正の概要等



(令和2年改正の4つの柱👉)

- (1) **巨大IT企業や事業者による個人情報の不適切利用等の対応**として、個人情報取扱事業者等による「**①不適正利用禁止を明確化**」する一方、個人情報保護委員会の権限を強化し、「**②漏えい時の委員会報告の義務化**」、「**③命令違反等の法定刑引き上げ**」、「**④法人への罰金刑の最高額引き上げ**」が行われた。
- (2) **個人の権利の在り方**が見直され、個人情報の本人による「**①利用停止等の請求範囲拡大**」、「**②保有個人データの開示方法の指示**」、「**③第三者提供記録の開示請求**」、「**④短期保存データ利用停止等の請求**」が権利として拡充されたほか、「**⑤漏えい等の本人通知の義務化**」、提供元では個人データに該当しないものの、個人関連情報等、「**⑥提供先で個人データとなることが想定される第三者提供の本人からの同意取得等確認を義務化**」が図られた。
- (3) **個人情報保護の安全なり活用にに向けた施策・ルール策定**として、「**㊟オプトアウト規定による第三者提供の範囲縮小**」（本人が自身の情報をオプトアウトの連鎖で把握しづらくなることへの一定の歯止め）、欧州で利用されている「**㊟『仮名加工情報』を創設し、利用停止等の請求への対応義務を緩和**」、個人情報認定個人情報保護団体を認定する際、「**㊟特定分野を対象とした団体を認定可能に**」する等の改正が行われた。
- (4) **世界的な個人情報連携の動き**として、欧州GDPRを参考に、外国の事業者に対して、「**(-)外国への第三者提供時に情報提供の充実等を要求**」することを盛り込んだほか、「**(㊟)外国条業者も報告徴求・命令の対象**」とされた。

【令和2年改正個人情報保護法のポイント】



【出典：NTT DATA先端技術㈱／

<https://www.intellilink.co.jp/column/security/2021/072700.aspx>】

1. 令和3年法改正の概要等

令和3年改正では、デジタル改革関連法の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、下記の個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）が図られた。

- (1) 国の個人情報保護制度を規定した法律は、従前、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が存在していたが、これを改正個人情報保護法に一本化し、全体の所管も個人情報保護委員会に一元化した。また、地方公共団体の個人情報保護制度も新・個人情報保護法に統合して、個人

情報に関する全国的な共通ルールを改正個人情報保護法に規定した。

- (2) 医療分野、学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として、民間の病院、大学等と同等の規律を適用することとした。
- (3) 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化した。
- (4) 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化した。（いわゆる「2000個問題」への対応）

※ 法改正の背景についての詳細は改正業務指針7項の「2. 個人情報保護法の改正の背景」参照。

3. 主な改正ポイント —法改正に伴う改正点が業務指針のどこに反映されているか—

現行業務指針の章立て	業務指針（改正案）の新章立て	摘要（変更点等）
<p>第1章 個人情報保護の概要</p> <p>1：個人情報保護の目的</p> <p>2：個人情報とは</p> <p>3：対象となる個人情報、事業者の範囲等</p> <p>4：個人情報取扱い事業者に課される義務の概要</p> <p>5：罰則</p> <p>6：個人情報取扱事業者が取り組むべき事項</p> <p>7：個人情報保護委員会</p> <p>8：個人情報保護委員会ガイドライン</p>	<p>第1章 個人情報保護の概要</p> <p>1：個人情報保護の目的</p> <p>2：個人情報とは</p> <p>3：対象となる個人情報、事業者の範囲等</p> <p>4：個人情報取扱い事業者に課される義務の概要</p> <p>5：罰則</p> <p>6：個人情報取扱事業者が取り組むべき事項</p> <p>7：個人情報保護委員会</p> <p>8：個人情報保護委員会ガイドライン</p>	
<p>第2章 定義</p> <p>1：個人情報</p> <p>2：個人識別符号</p> <p>3：要配慮個人情報</p> <p>4：個人情報データベース等</p> <p>5：個人情報取扱事業者</p> <p>6：個人データ</p>	<p>第2章 定義</p> <p>1：個人情報</p> <p>2：個人識別符号</p> <p>3：要配慮個人情報</p> <p>4：個人情報データベース等</p> <p>5：個人情報取扱事業者</p> <p>6：個人データ</p>	

<p>7 : 保有個人データ</p> <p>8 : 匿名加工情報</p> <p>9 : 匿名加工情報取扱事業者</p> <p>10 : 本人</p> <p>第3章 個人情報の取得</p> <p>1 : 不正な手段での取得の禁止</p> <p>2 : 利用目的の本人への通知等</p> <p>第4章 個人情報の取扱い</p> <p>1 : 利用目的の特定と利用目的の変更時の通知又は公表</p> <p>2 : 利用目的による制限</p> <p>3 : 個人データの内容の正確性の確保</p> <p>第5章 個人データの第三者提供</p> <p>1 : 第三者提供の制限</p> <p>2 : 第三者提供に係る記録の作成・確認等</p> <p>3 : 外国にある第三者に提供する場合に守るべきこと</p>	<p>7 : 保有個人データ</p> <p><u>8 : 個人関連情報</u></p> <p><u>9 : 個人関連情報取扱事業者</u></p> <p><u>10 : 仮名加工情報</u></p> <p><u>11 : 仮名加工情報取扱事業者</u></p> <p><u>12 : 匿名加工情報</u></p> <p><u>13 : 匿名加工情報取扱事業者</u></p> <p><u>14 : 本人</u></p> <p>第3章 個人情報の取得</p> <p>1 : 不正な手段での取得の禁止</p> <p>2 : 利用目的の本人への通知等</p> <p>第4章 個人情報の取扱い</p> <p>1 : 利用目的の特定と利用目的の変更時の通知又は公表</p> <p>2 : 利用目的による制限</p> <p>3 : 個人データの内容の正確性の確保</p> <p>第5章 個人データの第三者提供</p> <p>1 : 第三者提供の制限</p> <p>2 : 第三者提供に係る記録の作成・確認等</p> <p>3 : 外国にある第三者に提供する場合に守るべきこと</p>	<p>※定義追加</p> <p>【R2】(1)①不適正利用禁止を明確化</p> <p>【R2】(3)「⊖オプトアウト規定による第三者提供の範囲縮小」</p> <p>【R2】(4)(-)外国への第三者提供時に情報提供の充実等を要求</p> <p>【R2】(4)(-)外国条業者も報告徴求・命令の対象</p> <p>【R2】(2)⑥提供先で個人デー</p>
<p>※ 現行業務指針「第6～7章」に新たな章立てを追加</p>		
	<p><u>第6章 個人関連情報の第三者提供の制限等</u></p> <p><u>1 : 第三者提供の制限</u></p>	

<p>第6章 匿名加工情報の取扱い</p> <p>1：匿名加工情報の作成等 2：匿名加工情報の第三者提供 3：匿名加工情報の安全管理措置 4：匿名加工情報の作成時の公表 5：識別行為の禁止</p> <p>第7章 個人情報の取扱上の安全管理措置</p> <p>1：個人データが漏えい等しないための安全管理措置 2：従業員の監督 3：委託先の監督</p> <p>第8章 本人の求めに応じた開示・訂正等・利用停止等</p> <p>1：保有個人データに関する事項の公表等 2：保有個人データの開示・訂正等・利用停止等の対応</p>	<p><u>2：提供元における記録義務</u> <u>3：提供先における確認義務</u></p> <p>第7章 仮名加工情報の取扱い</p> <p><u>1：仮名加工情報の適正な加工</u> <u>2：削除情報等の安全管理措置</u> <u>3：利用目的による制限・公表</u> <u>4：利用する必要がなくなった場合の消去</u> <u>5：第三者提供の禁止等</u> <u>6：識別行為の禁止</u> <u>7：本人への連絡等の禁止</u></p> <p>第8章 匿名加工情報の取扱い</p> <p>1：匿名加工情報の作成等 2：匿名加工情報の第三者提供 3：匿名加工情報の安全管理措置 4：匿名加工情報の作成時の公表 5：識別行為の禁止</p> <p>第9章 個人情報の取扱上の安全管理措置</p> <p>1：個人データが漏えい等しないための安全管理措置 2：従業員の監督 3：委託先の監督</p> <p>第10章 本人の求めに応じた開示・訂正等・利用停止等</p> <p>1：保有個人データに関する事項の公表等 2 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等の対応</p>	<p>タとなることが想定される第三者提供の本人からの同意取得等確認を義務化」</p> <p>【R2】(3)「㊦『仮名加工情報』を創設し、利用停止等の請求への対応義務を緩和」</p> <p>【R2】(2)①利用停止等の請求範囲拡大 【R2】(2)②保有個人データの開示方法の指示</p>
--	---	---

<p>第9章 個人情報保護に関する相談窓口の設置</p> <p>第10章 個人情報保護委員会による監視・監督体制及び個人情報保護法違反又は漏えい等が発覚した場合の対応</p>	<p>第11章 個人情報保護に関する相談窓口の設置</p> <p>第12章 個人情報保護委員会による監視・監督体制及び個人情報保護法違反又は漏えい等が発覚した場合の対応</p>	<p>【R2】(2)③第三者提供記録の開示請求</p> <p>【R2】(2)④短期保存データ利用停止等の請求</p> <p>【R2】(3)③特定分野を対象とした団体を認定可能に</p> <p>【R2】(1)②漏えい時の委員会報告の義務化</p> <p>【R2】(1)③命令違反等の法定刑引き上げ</p> <p>【R2】(1)「④法人への罰金刑の最高額引き上げ」</p> <p>【R2】(2)「⑤漏えい等の本人通知の義務化」</p>
---	--	---

4. 改正個人情報保護法に係る参考情報

- (1) 個人情報保護委員会ホームページ（リンク先 ⇒ <http://www.ppc.go.jp/>）
- (2) 個人情報保護法について（リンク先 ⇒ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/>）
- (3) 法令・ガイドライン等（リンク先 ⇒ <https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>）
- (4) 改正個人情報保護法特集（リンク先 ⇒ https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihou_feature/）

5. その他

- 今回の業務指針の改正に合わせ、現在、業務指針の付属資料となる「不動産鑑定業者用諸規程等ひな型案」を作成しています。こちらにつきましては、改正業務指針の施行までに順次本会HPに公開する予定です。

以上